

東京一極集中是正と
人づくりの推進に向けて
～地方が自ら輝き続けるために～

令和6年11月19日

中国地方知事会

東京一極集中是正と人づくりの推進に向けて ～地方が自ら輝き続けるために～

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、特に地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している中で、我が国の持続的な発展と競争力の強化のためには、「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決や、人材への投資による人づくりを進め、若者・女性に選ばれるような一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかななくてはならない。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少につながるだけでなく、イノベーションの促進に必要な多様性の確保、大規模災害時の大学、企業、政府機関等のリスク分散や、超過密により悪化する生活環境の改善といった観点からも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、国では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などによる地方への移住・定着の推進取組を進め、東京圏への転入超過数は、新型コロナ禍の影響もあり、2021年には約8万と、いったん減少の傾向がみられたが、2023年には約11万5千人と再び拡大傾向にあり、東京一極集中は依然として大きな課題となっている。

また、人づくりを進める上では、特に、乳幼児期における教育・保育の質的向上と量的拡大や、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう支援策を一層強化・充実していく必要があるとともに、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出していかななくてはならない。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした、地方への企業機能の分散、テレワーク導入の加速等、国民の生活様式・労働環境に対する意識は大きく変化している。

国においても、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮めることによる地方の活性化を目指して、地方と東京圏との転入転出の均衡に向けた取組が進められているところであり、この機会を捉えて、地方分散の流れを確実なものとし、「転職なき移住の推進」など、地方への人材の還流を一気に進めていくべきである。

中国地方知事会としても国と一丸となり、地方への呼び込みを積極的に進めていくとともに、地域活性化の促進や防災リスクの低減に繋がる東京一極

集中の是正が一過性のものとならないよう、国において積極的な取組の展開を求める。

1 「日本創生」の実現に向けた国の司令塔組織による戦略的な施策の推進

深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦し、日本社会のあり方を大きく変える「日本創生」の実現に向け、新たに設置された「新しい地方経済・生活環境創生本部」のもと、

- ・これまでの経験を糧として真に実効ある政策を再構築し、国と地方の適切な役割分担により、「日本創生」の中心的課題である人口減少対策を強力に推進すること。また、その推進に当たっては、国や地方団体のみならず、経済界・労働界・社会福祉団体・教育機関をはじめとする関係団体と連帯し、課題解決に向けた施策を展開すること。
- ・若者や女性に選ばれる地域社会の構築、企業・大学の地方への分散、農林水産業を含めた高付加価値創出型経済への移行、賃上げに資する環境整備など、人口減少問題の構造的課題解決に向けて、人口流出に歯止めをかけ地方への人の流れをつくる社会減対策、地域間格差のない子ども・子育て対策等の自然減対策、持続可能な地域づくりを地方との適切な役割分担により強力に推進すること。
- ・東京一極集中の是正は、地方にとって人口流出の歯止めとなるだけでなく大都市における超過密の解消にも寄与するもので、双方においてメリットがあり、かつ、出生率の低い地域から高い地域へ若者が移動することにより、日本全体の出生数の増加にも寄与するものであることを、広く国民に周知していくこと。
- ・新たな地方創生に係る交付金については、令和7年度予算において、倍増を目指して質・量共に大幅に充実させる方針が示されたところであるが、今後予定されている経済対策も含め、「日本創生」の実現に向けて大胆かつ強力な対策を講ずること。

2 過度な東京一極集中を是正するために

(1) 企業の地方分散

企業の地方移転促進実現のため、企業等の地方移転に向けた具体的な

K P I を設定するなど適切に進捗管理を行い、効果が発現していない施策については迅速に見直すなどの措置を講ずるとともに、

- ・ 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国による移転促進交付金制度を創設すること。
- ・ 地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制の更なる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講ずること。
- ・ 東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・ 企業のみではなく、移転を共にする従業員に対しての移住支援制度を創設すること。
- ・ 東京圏の人材を地方に呼び込むため、地方におけるサテライトオフィスをはじめとしたビジネス拠点の整備を支援すること。
- ・ そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、東京一極集中の是正に効果的な対策を講ずること。
- ・ 地方の産業の特性や強みを踏まえた、地方に対する戦略的かつ大規模な投資を促進するとともに、産業を支える人材を確保するため、東京圏からの人材の呼び込みと地方への定着を促進する取組の抜本的強化を図ること。

(2) 大学の「東京一極集中」の是正と実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・ 企業移転にもつながる地方大学の研究力強化などへの支援や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を継続・充実させるとともに、地方就職学生支援金について地域の実情を踏まえて、対象地域や活動時期を拡充するなど、制度を見直すこと。
- ・ 大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。
- ・ 企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入によって産学連携を推進し、地方大学の魅力向上を推進すること。

「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」の一部改正に伴い、デジタル人材育成に係る東京 23 区定員増加抑制の例外措置が講ぜられることとなったが、その運用にあたっては、

- ・地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開すること。
- ・地方での定員増でもなお不足する範囲内での定員増であることを十分に確認すること。
- ・関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、各地域に就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講ずること。
- ・地方における情報系教員の確保のための施策を実効性のあるものとする。

(3) 「地方」への移住・定住、「関係人口」の創出・拡大

過度な東京一極集中の是正を図り、「関係人口」の創出・拡大や地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・国と地方で取り組むべきことを明確化するとともに、これまでの取組の転出入への影響について、効果検証を行い、早急に必要な見直しを図ること。
- ・若者の転出につながる大都市と地方との実質賃金の格差是正に取り組むこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地域留学の取組の推進など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・子どもたちが大学等へ進学するまでに、県内企業を知り、地域で働く社会人の姿を見て地域への愛着を高めるなど、地方へのUターン就職・転職の動機付けとなる取組に対する支援を行うこと。
- ・マスメディアやソーシャルメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような機運醸成を積極的に進めること。
- ・適切な分散と適切な集中を実現する「適散・適集社会」の構築に向けて、地方移住等を伴う遠隔勤務（転職なき移住）を含む場所や時間にとらわれないテレワーク、ワーケーションなどの働き方を、都市部と地方とのマッチングや税制優遇等の財政支援の拡充、企業経営者や労働者に対する機運醸成等により推進すること。

(4) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援など

とともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

（５）地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から 20 年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講ぜられるよう、

- ・ 憲法改正に向けた議論を行う場合には、地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・ 国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方自治の基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正を更に推し進めること。
- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、「従うべき基準」をはじめとする義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 国の地方公共団体に対する補充的な指示については、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえ、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、必要な限度において行使することとし、事前に地方公共団体と適切な協議・調整を行うこと。
- ・ 法令等に基づく計画策定事務については、内閣府が策定した「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に従って、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、引き続き制度的な課題として、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと。
- ・ 国と地方のパートナーシップを強化するとともに、互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置するなど、立法プロセスや国の政策決定に地方の意見を反映する仕組みを強化すること。
- ・ 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについて、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。

- ・旅券事務について、今後予定されている次世代旅券の国立印刷局での集中作成では、早期発給等の都道府県独自の取組が、引続き可能となるよう対応するとともに、戸籍情報の連携については、申請者の利便性の向上と旅券窓口の事務負担の軽減が図れるよう、国において都道府県の事務の実態や意見を十分に把握しながら進めること。

（６）全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを悉皆で把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「UI ターンの状況」を把握できるようにするなど、全国的な仕組みを構築すること。

（７）訪日外国人旅行者の受入促進

訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・空港ビル内等の事務所の賃借料や着陸料、グランドハンドリング（航空機地上支援業務）費用等への補助など、地方空港における国際定期路線の運休・減便の状況に鑑み、路線の維持・回復に必要な支援を引き続き行うこと。
- ・国際線の受入再開に伴い喫緊の課題となっているグランドハンドリングや保安検査の人材不足に対応するため、航空・空港人材確保等に向けた積極的な支援を行うこと。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMO（観光地域づくり法人）を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。
- ・海外プロモーションの強化など経済効果の高いインバウンドの地方誘客を促進するとともに、食、文化、歴史などの地域資源を活用した多様な観光プロダクト開発等への支援など、地方の観光産業の高付加価値化に向けた取組への支援を行うこと。
- ・コロナ後の観光需要の急回復に伴い、人手不足が顕在化していることか

ら、生産性の向上や人材確保・育成のための支援を行うこと。

3 人づくりを推進するために

(1) 子育て支援等の充実

不妊・不育症治療等の保険適用範囲の拡大や幼児教育・保育の完全無償化など、ライフステージを通じた妊娠・出産、子育てに係る経済的支援や子ども・子育て世帯を対象とするサービスの更なる拡充を行うとともに、産後ケア事業における受け皿拡大や提供サービスの充実、保育士等の職員の独自加配など、地域の実情に応じてきめ細かにサービスを提供している地方自治体の創意工夫が活かせるよう、技術的、財政的支援を行うこと。

(2) 地方の教育の魅力向上・充実

① 乳幼児教育・保育段階

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等もあることを踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講ずるとともに、教育・保育現場の実態に即した、効率的かつ効果的な仕組みによる処遇改善を実施すること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

② 初等中等教育段階

次代を担うすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、

- ・生活困窮家庭やひとり親の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

- ・高等学校の再編統合等が進む中において、子どもたちが個人の能力・適性等に対応した高等学校を選択できるよう、遠距離通学する生徒に対して支援を行うこと。

③ 少人数学級の拡充に伴う加配定数の維持・拡充

令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったが、それに伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

④ 学習指導要領の見直し

学習指導要領は、急速に変化する時代に対応するため、育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直しが行われている。これを受けて学校現場では、学習指導要領の求める資質・能力を育成するため、教員は懸命に授業等を行っている。しかしながら、学習内容が多いことから児童生徒のつまずきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保することができないため、日常生活で必要となる基礎的な学力が児童生徒に十分身に付いていないおそれがある。

義務教育においては、教員が児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身に付けさせるために、児童生徒に対応する時間を十分確保し、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるよう、学習指導要領を見直すこと。

(3) ジェンダー平等な社会づくりの推進

女性の活躍には、男性の育児・家事参画が欠かせないが、2023年度の男性の育児休業取得率は30.1%に留まっている。

よって、令和5年12月に決定された「こども未来戦略」に掲げる男性の育児休業取得率50%（2025年）、85%（2030年）の目標達成に向け、

- ・イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化すること。
- ・性的マイノリティの方も含めて、誰もが仕事と暮らしを両立できる環

境整備が図られ、多様な人材が活躍できるよう、社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めること。

令和6年11月19日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政